

## 「足場の組立て等作業主任者技能講習」申し込みの皆様へ

H29年7月1日より**足場の組立て特別教育**未受講の方は、本作業に従事できなくなりました。

H29年7月1日以降特別教育を修了するまでは、本業務への**就労不可能期間**になります。

もし作業を行った場合、無資格作業とみなされ**法律違反**となりますのでご注意ください。

これにより、**足場の組立て等作業主任者技能講習**の受講資格は、以下の通りとなりますので、内容ご理解の上お申し込み下さい。

### ◆足場の組立て特別教育**受講済**の方（特別教育修了証の提示をお願い致します）

受講資格：**受講申込み時点**で、年齢が満21歳以上で且つ、実務経験が3年以上

但し、H29年7月1日以降に特別教育を受講された方は、特別教育修了までの期間は**実務経験に含まれません**。また、実務経験は満18歳からになります。

（例）

①作業開始 : H28年4月

②経過措置期間終了 : H29年6月30日まで

③特別教育受講 : H29年11月

④作業主任者技能講習申込 : H31年4月

} **実務未経験期間（5ヶ月）**

↓

作業経験期間 = (② - ①) + (④ - ③) = (1年3ヶ月) + (1年4ヶ月) = 2年7ヶ月

よって、あと5ヶ月の実務経験を積んでいただく必要があります。

### ◆足場の組立て特別教育**未受講**の方：

受講資格：**H29年6月30日時点**で、年齢が満21歳以上で且つ、実務経験が3年以上

ご不明な点はお問い合わせください。

キャタピラー教習所株式会社

青森教習センター